

副本

平成24年(ラ)第12号

仮処分申立却下決定に対する即時抗告事件

抗告人 A外9名

相手方 郡山市

証拠説明書

平成24年4月17日

仙台高等裁判所第二民事部 御中

相手方代理人 弁護士 滝田三良

同復代理人 弁護士 門脇真

同復代理人 弁護士 石森雄一郎

同復代理人 弁護士 久保田美和

乙号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
26	福島県郡山市ウエブサイトより	写し H23.11.4 ろ	相手方郡山市	・相手方が、学校給食について、放射線測定を行っていること ・給食米については、農協で安全確認後、放射線測定を行っていること
27の1	福島県内の学校の校舎・校庭等の線量低減について(通知書)	写し H23.8.26	文科省	・27の2が、放射線防護や学校保健、リスクコミュニケーション等の専門家によるヒアリング内容であること
27の2	上記通知の「別添1」資料 専門家ヒアリング	写し H23.8.26	文科省	・100ミリシーベルト未満の低放射線量について、実証的裏付けがないこと(10頁～11) ・ICRPが、放射線防護の見地から、仮説として100ミリシーベルト以下も影響があるという説を採用していること(同上) ・チェルノブイリ事故における、放射線に起

					因する健康影響についての I A E A , U N S C E R , W H O などの国際機関の検討結果（12頁）。 ・その他、放射線の人体への危険性
28	被ばくと発がんの真実（抜粋）	写し	H24. 1. 20	中川恵一	・100ミリシーベルト未満の被ばくについて、実証的な裏付けがないこと ・その他、放射線の人体への危険性
29	郡山市立小学校放射線量測定結果（逢瀬地区）	写し	H24. 4. 4～ H24. 4. 13	相手方郡山市	・抗告人らが通う小中学校の（○で囲んである）、校庭及び教室内における空間線量 ・小学校について、 <u>地上50センチ</u> の地点の空間線量が、0.193を下回る学校があること（○で囲んである）
30	郡山市立小学校放射線量測定結果（富田地区）	写し	H24. 4. 4～ H24. 4. 13	相手方郡山市	・同上
31	郡山市ふるさと再生除染計画（初版）	写し	H23. 12	相手方郡山市	・相手方が、専門家の指導のもと、公共施設の除染を実施し、効果をあげていること（15頁）
32	郡山市立小学校放射線量測定結果（本庁管内）	写し	H24. 4. 4～ H24. 4. 13	相手方郡山市	・小学校について、 <u>地上50センチ</u> の地点、中学校について、地上1メートルの地点の空間線量が、0.193を下回る学校があること（○で囲んである）
33	郡山市立小学校放射線量測定結果（湖南地区等）	写し	H24. 4. 4～ H24. 4. 13	相手方郡山市	・同上